

福井県官民データ活用推進計画 骨子（案）の概要

1 計画の位置づけ・目的

- 「第2次福井県情報システム最適化計画」（H23～）を更新し、官民データ活用推進基本法（H28施行）に基づく官民データ活用推進計画を策定する。
（令和2年度中の都道府県計画の策定が義務付けられている）
- 基本法に定める施策を推進することにより、行政サービスのデジタル化を図り、県民の利便性向上や行政運営の効率化、迅速化を目指す。

2 基本法に定める施策（計画に盛り込むべき事項）

- 行政手続きにおける情報通信技術の利用（基本法第10条）
- 地方公共団体が保有するデータの容易な利用（「第11条）
- データの適正な利用（「第12条）
- 個人番号カードの普及・活用（「第13条）
- 利用機会の格差の是正（「第14条）
- 情報システムの規格の整備、互換性の確保（「第15条）

3 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

4 推進体制

有識者やIT関連事業者、業界団体の助言を受け、全庁横断チームで推進

5 取組事項

(1) 行政手続きのオンライン化（第10条関係）

- 押印廃止、本人確認（認証）のデジタル化、添付書類の削減などを徹底し、県民が窓口に向かず申請の全プロセスをオンラインで完結
電子申請可能手続き 現在 113件 ⇒ 令和7年度末 押印廃止可能な手続きの100%
電子化（件数精査中）
- 電子決裁システム、文書管理システムを導入し、行政側の一連の業務をペーパーレスで実施し、手続きの迅速化

〈働き方改革の推進〉

- AI・RPAの活用による業務の自動化・効率化
- リモートで庁内システムが利用できる環境の整備、Web会議システム導入、サテライトオフィス設置等によるテレワーク環境の更なる推進
- 全庁的な無線LAN導入による柔軟な執務環境の実現

(2) オープンデータの推進（第11条、第12条関係）

- 地域課題解決、新たなサービス創出などにつながるデータをCSV形式（自動で読み取れる形式）で積極的に公開
オープンデータ件数 現在 209データ ⇒ 令和7年度末 県が公表する情報はすべてオープンデータ化
- オープンデータやビッグデータの分析による行政施策の検証、運営
- 個人情報の匿名化など、データ活用時の個人情報保護の推進

(3) マイナンバーカードの普及・活用（第13条関係）

- 国の動きと合わせ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの利活用を推進し、ほぼすべての県民が取得することを目指す。
取得率 現在 17.2% ⇒ 令和4年度末 100%

(4) デジタルデバйд対策（第14条関係）

- 情報通信基盤格差是正のため、国の補助事業活用や民間事業者連携により、光ファイバ網を前倒して整備
高速通信利用可能世帯 現在 97.6% ⇒ 令和6年度末 100%
- 5G商用サービスエリアの拡大、ローカル5Gによる地域課題解決
- 高齢者や障がい者、外国人に配慮した情報発信

(5) 情報システムに係る規格の整備および互換性確保（第15条関係）

- 全国基準の標準化システムの導入推進
- クラウドサービスの積極的な採用
- 県内市町の標準化基幹業務システム導入の支援

6 庁内のIT人材の確保、育成

- データを収集・分析し、政策立案に活用することができるDX人材の確保、育成
- 民間企業とのIT人材交流

7 セキュリティの確保

- 情報セキュリティポリシーの遵守
- 個人情報保護法、個人情報保護条例の遵守